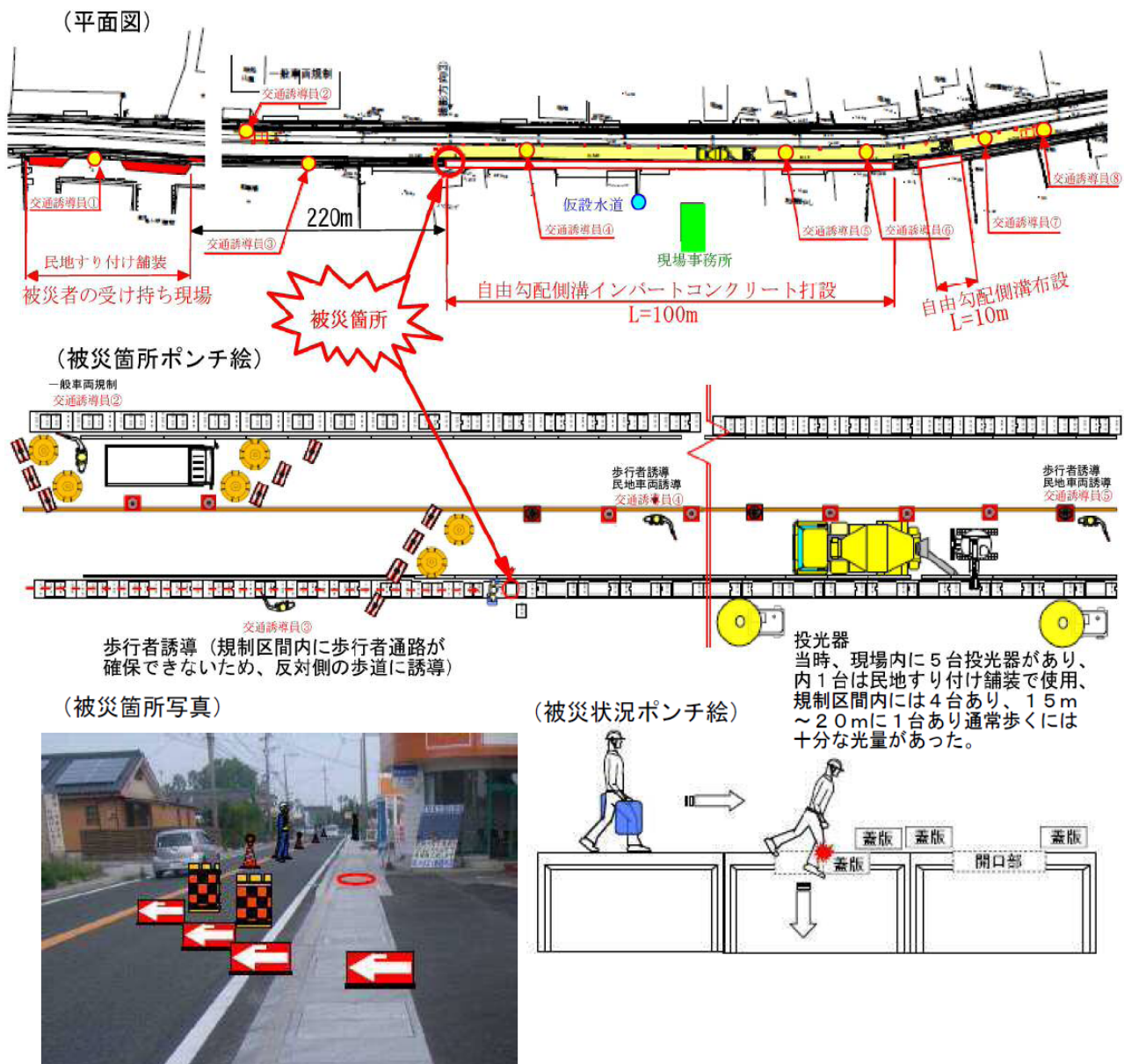


事故種類	労働災害	発生日時	平成23年8月2日 1時30分	事故当事者	2次下請け
事故区分	労働災害	年齢性別	28歳 男性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	右下腿血腫、右下腿打撲傷(2週間程度の自宅安静、通院加療)				
事故概要	夜間作業時の舗装転圧作業に使用する水を汲むため、舗装現場から歩道部を通行し仮設水道へ向い、その帰りに、自由勾配側溝のインバートコンクリートの打設作業のため、側溝の蓋が開いている箇所に気づかず転落し、その際、側溝の角に右足を打ち負傷した。				
15 事故原因等	・元請と下請の主任技術者の打合せでは「インバートコンクリート打設時の開口部転落事故に注意すること」と指示があるが、下請内での打合せ(被災者出席)では、その指示ができていない。 ・開口部の安全対策として、カラーコーン、バリケードなどの対策がなされていない。				
改善策等	・KY打合せを会社毎ではなく作業班毎に実施するなど、下請の全ての作業員までKY活動が浸透するような実施方法改善 ・開口部への転落防止対策として、カラーコーンなどの設置を講じる。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・KY活動の改善を図り、下請けに対する指導を徹底する。 ・適切な仮設備(カラーコーン、バリケードなど)の配置を行う。				

事故状況図



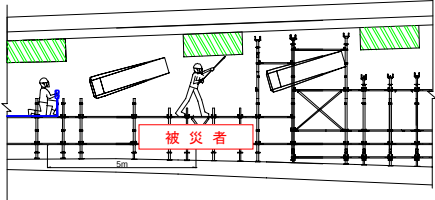
事故種類	労働災害	発生日時	平成23年8月16日 10時53分	事故当事者	3次下請け
事故区分	労働災害	年齢性別	28歳 男性	職種	特殊工
被災程度(全治)	頸部損傷(右の頬から喉にかけて約20cmの列創、全治14日)				
事故概要	橋梁箱桁内部でウォータージェット工にて上床版突起コンクリートをひび割れ深さ調査の為、上向きに「はつり作業」を行っていたところ、超高压水の反力で手に持ったガンが振られたため保持しようと左足を踏ん張ったところ、左足が滑り前のめりに転倒した。この際ガンノズル(約80cm)が自身の方を向き、防護服を貫通し頸部を損傷した。ウォータージェットのスイッチは約5m離れた監視員が操作しており、被災者の体制が崩れた時点でスイッチをオフにしたが受傷していた。				
16 事故原因等	・作業員がガンを移動させる際、噴射を止めずに鉄筋の直下を越えたため思わぬ反動があった。 ・グリップが無いガンを使用していたため安定性が悪い。 ・手元スイッチが無いので非常時に迅速に止めることができない。 ・ガンノズルが80cmと短いため、自身の方を向いてしまう。 ・足場が水とはつり殻ですべりやすい。				
改善策等	・ガン移動時に障害物を越える時は一旦スイッチを切る。 ・グリップと手元スイッチ付きのガンに変えて、監視員の遠隔スイッチとの二重の作動管理とする。 ・ガンノズルの先端が自身の方を向かないよう長さを80cmから120cmに長くする。 ・従前使用の厚地カッパの下に、高压水にある程度耐える強度をもつ防護服を着装する。 ・足場にゴムマットを敷設し滑り止を行い、安定した作業体勢を確保するため、足場高さを調整する。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・反動を考慮した作業手順とする ・ガンは、グリップと手元スイッチ付きタイプにし、長さの短い物は使用しない。 ・足場は滑りにくいものにし、はつり殻は適宜片づける。 ・極力、強靱な防護服を着用する。				

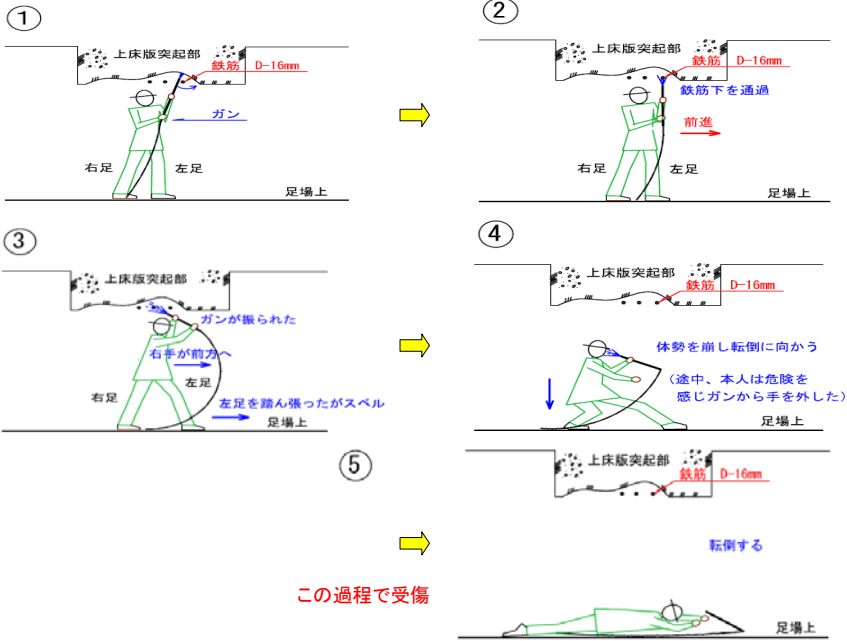
事故状況図

・作業状況



・側面図





この過程で受傷

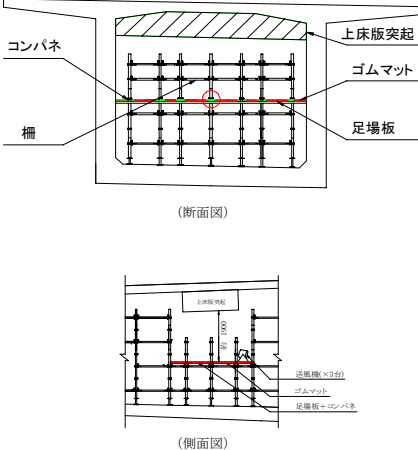
改善策



ガンノズルの長さを80cmから120cmに長くし、あわせて手元スイッチ付きのガンにし監視員の遠隔スイッチとの二重の作動管理とする。



従前使用の厚地カッパの下に高压水にある程度耐える強度をもつ防護服を着装する。

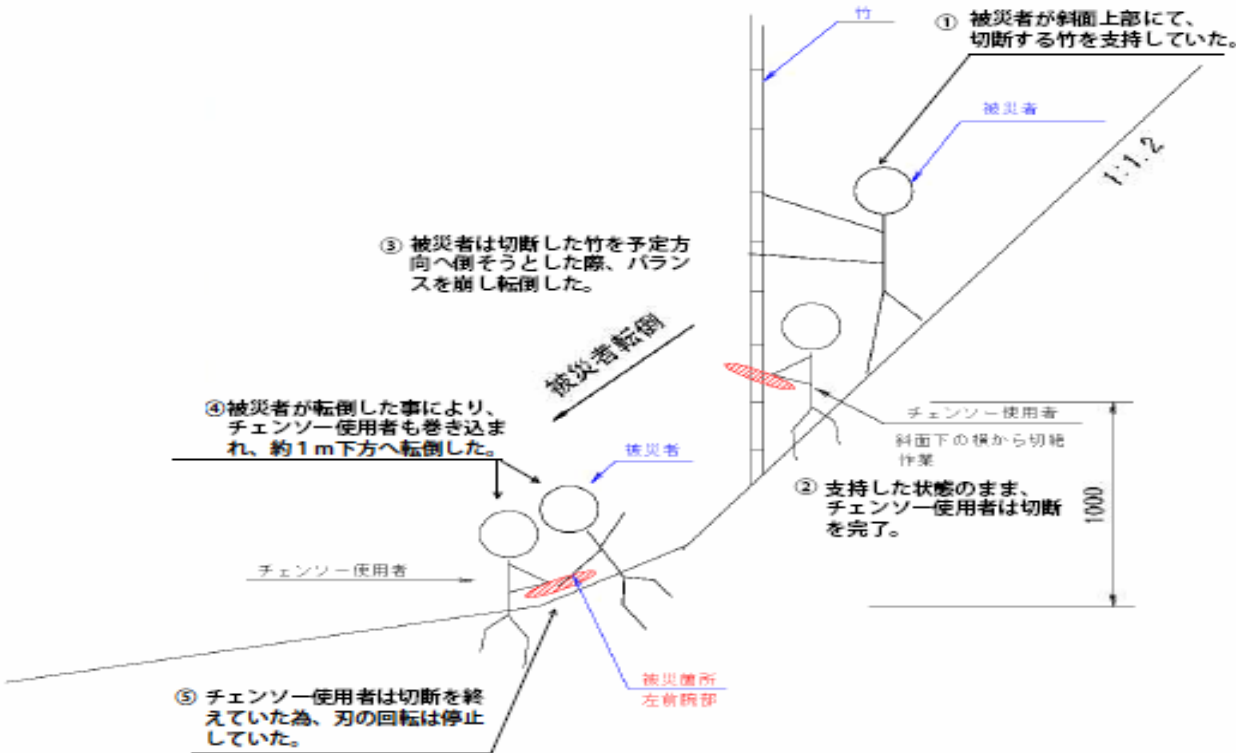


足場にゴムマットを敷設し滑り止を行い、安定した作業体勢を確保するため、空間高さを1.9mとする。

事故種類	労働災害	発生日時	平成23年8月22日 16時30分頃	事故当事者	1次下請け
事故区分	労働災害	年齢性別	46歳 男性	職種	作業員
被災程度(全治)	左前腕切創 全治約7日間(休業なし)				
事故概要	切土部の傾斜地(1割2分勾配)にて、2名で竹の伐採作業を行っていた。チェーンソー使用者は、斜面下側の真横から伐採作業を行っており、被災者は補助作業のため斜面上側から竹を支持していた。チェーンソー使用者が竹を切り終えて、被災者が前方に竹を倒そうとした際、足を滑らせてチェーンソー使用者の方へ倒れたため、左前腕をチェーンソーの刃で切創し、負傷した。尚、被災時にチェーンソー使用者は切断を終えていた為、刃の回転は停止していた。				
17 事故原因等	・被災者は切断した竹を前方へ倒そうとした際、バランスを崩し転倒した。				
改善策等	・伐採時は、チェーンソー使用者以外は、作業範囲内に立入らない。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・他工事の今後計画している安全訓練時に事故事例として報告				

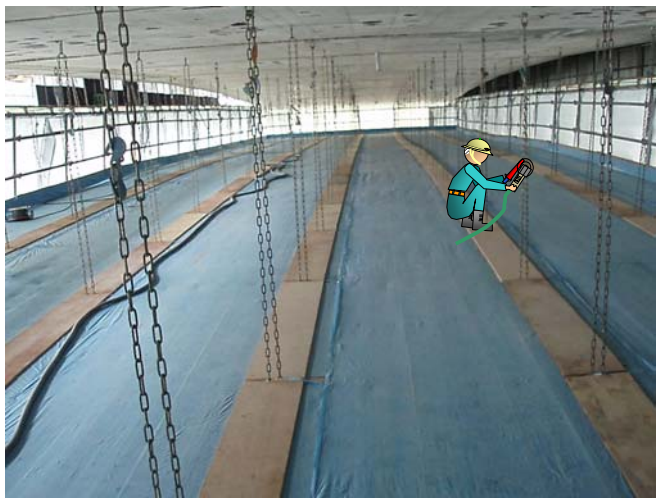
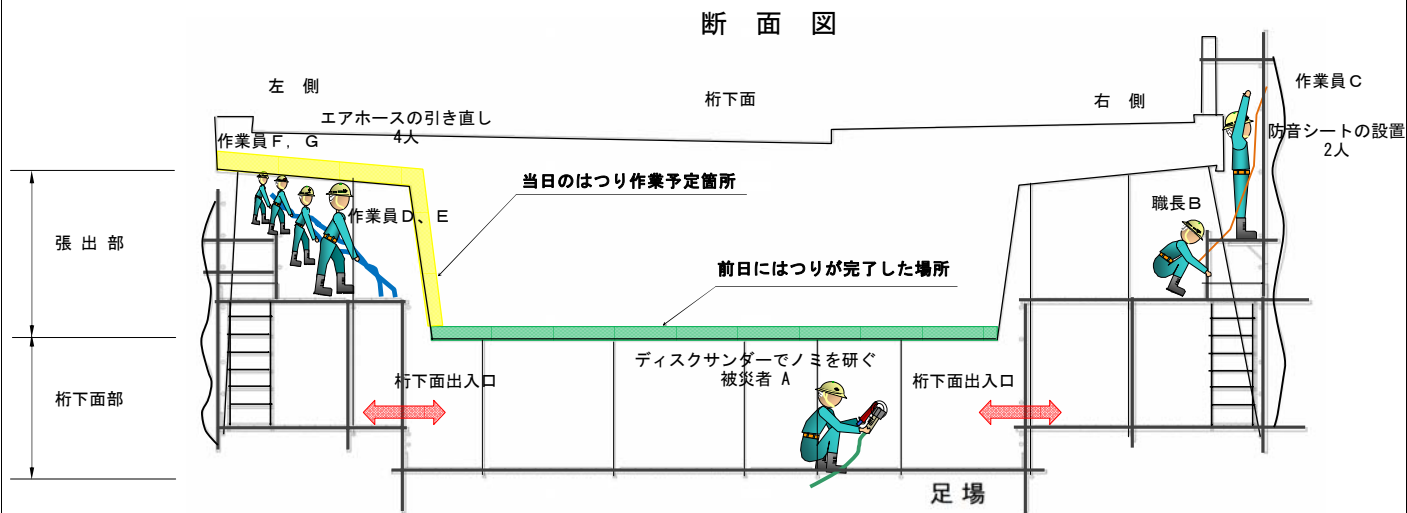
事故状況図

竹が密集し、竹の上部にカズラが巻き付いている為、切断しても容易に倒れない。
切断後に押し倒す必要がある為、2人1組で作業を行っていた。



事故種類	労働災害	発生日時	平成23年8月23日 10時00分		事故当事者	2次下請け
事故区分	労働災害	年齢性別	66歳男性	職種	作業員	
被災程度(全治)	左示指伸筋腱切断(全治3週間)					
事故概要	橋梁補修工事において、橋梁下面の足場で、断面修復のはつり作業に使用するエアーハンマーの先端部分(ノミ)を金属加工用機械(ディスクサンダー)で研磨していたところ誤って自分の左手に接触した。					
18 事故原因等	・被災者の本現場での作業は、はつり作業に発生したコンクリート殻の集積・撤去を行うよう指示されており、「ノミ」研ぎという指示されていない作業を行った。 ・左手に「ノミ」、右手にディスクサンダーという不安定な状態での研磨作業を行った。 ・ディスクサンダーを使用する際は革手袋の使用を指示していたが、被災者は軍手で作業を行った。					
改善策等	・各作業員に対し、指示のない作業の禁止を作業打合せ時に徹底させる。 ・現場内でのノミ研ぎを禁止し、専門業者に研磨を依頼する。 ・回転工具を使用する作業の時は革手袋の使用を再度徹底させる。 ・現場内に不必要な工具を持ち込まない。工具類を鍵のかかる道具入れに保管し、KY時に使用者を指示し、指示されていない作業員以外の使用を禁止する。 ・日々ノミの使用本数・在庫数を確認し、チェックリストに記載を行い、ノミが不足しないよう適切な管理を行う。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	指示されていない作業は行わない。 不安定な場所での作業を行わない。 回転工具を使用する際は革手袋の着用を徹底する。					

事故状況図



エアーハンマーのノミ研ぎを行うとして、誤って自分の左手に接触した。



左手に「ノミ」、右手にディスクサンダーという不安定な状態での研磨作業を行った。

19

事故種類	交通事故	発生日時	平成23年8月29日9時20分		事故当事者	2次下請け
事故区分	公衆災害	年齢性別	71歳男性 53歳女性	職種	軽トラック運転手(一般者) 歩行者(一般者)	
被災程度(全治)	軽トラック運転手(頸椎捻挫・右小指打撲傷・右小指挫創・両膝擦過創)(全治10日間) 歩行者(両膝打撲傷・両膝挫創・右肘挫創・頸部挫創・頸椎捻挫)(全治2週間)					
事故概要	土捨てを終えたダンプ前方の一般車がゴミ集積場へ行くため左折をしたところ、一般女性がゴミ集積場へゴミを捨て、自宅へ帰る為歩道を歩いていたため、一般車が再度国道へ車両半分をはみ出した状態で停車しようとした。 ダンプ運転手は、前方車両が左折を行った為、減速しながら直進したところ急に前方車両が国道にはみ出した為、ハンドルを右に切ったが間に合わず接触した。 また、接触した際の反動で一般車両が歩道の方へ反転した際、歩道を歩行中であった一般女性と一般車両が接触した。					
事故原因等	・ダンプ運転手が前方車両は左折するだろうと思いこみ減速して通過しようとしたため車間距離が縮まり前方車両の不意な動きに対応できず衝突した。 ・毎月の安全訓練を行っていたが、交通災害防止に係るものが不足していた。					
改善策等	・ダンプ車内に設置している運搬経路を示したプラカードに各路線の指定速度、必要車間距離を色分け追加明示し安全車間距離を定める。 ・新規入場者教育時に危険予知、事故事例・防止対策集を追加し指導する。 ・安全教育訓練時に、交通安全(警察官安全講話・交通事故ビデオ等)についても行う。 ・土運搬作業に係るKY時に、「ダンプ運行前安全5箇条」を唱和する。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・一般道路走行時の必要車間距離保持徹底による防衛運転の励行。					

事故状況図

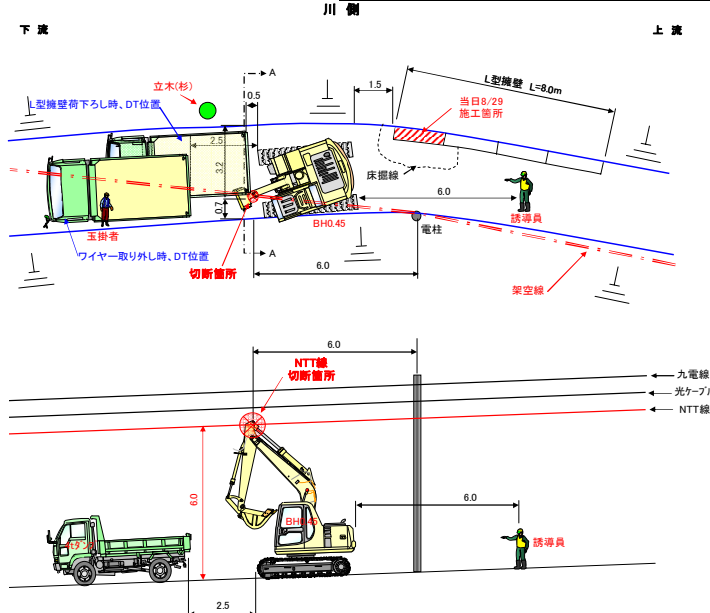
改善策

ダンプ車内に設置している運搬経路を示したプラカードに各路線の指定速度、必要車間距離を色分け追加明示し安全車間距離を定める。

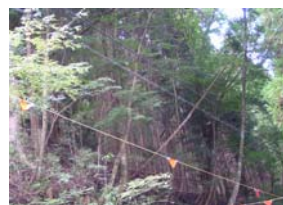
新規入場者教育時に危険予知、事故事例・防止対策集を追加し指導する。
安全教育訓練時に、交通災害(警察官安全講話・交通事故ビデオ等)についても行う。

事故種類	一般事故	発生日時	平成23年8月29日 11時50分		事故当事者	元請
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—	
被災程度(全治)	架空線切断(NTTケーブル1本)					
事故概要	4tダンプの荷台に積んだL型擁壁を据え付け後、アームを旋回させた際にアームとブームの接続部の突起にNTTケーブルに引っかかり、NTTケーブルを下方へ押し下げる事となりNTTケーブルを切断した。					
事故原因等	・変更追加した箇所について、特記仕様書で明記している切断防止対策を実施していなかった。 ・切断箇所付近の架空線に防護カバー等の措置がなされていなかった。 ・誘導員が警笛を鳴らすとともに大声で叫んだが、オペレータにはその警笛は届かなかった。					
改善策等	・変更追加した箇所においても特記仕様書で明記している切断防止対策を遵守させる。 ・架空線切断防止対策として、注意看板、目印(三角旗)の設置及び現場出入り口とは別に新たに高さ制限装置を設置 ・作業時の合図の徹底として、誘導員を施工箇所のみではなく、架空線等注意を払うべき箇所側にも配置する。 誘導員には呼び笛に加えて手旗を持たせて誘導を行う。バックホウのオペレータは必ず誘導員の指示に従うことを徹底させる。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	【緊急現場代理人会議の開催】 事務所として更なる安全対策を図ることを目的として再発防止に向けた周知徹底を行う。 【架空線切断防止対策】 現場内架空線の再点検を実施し同様の事故を防止するよう周知徹底を行う。					

事故状況図



改善策



三角旗を設置



注意喚起看板を設置



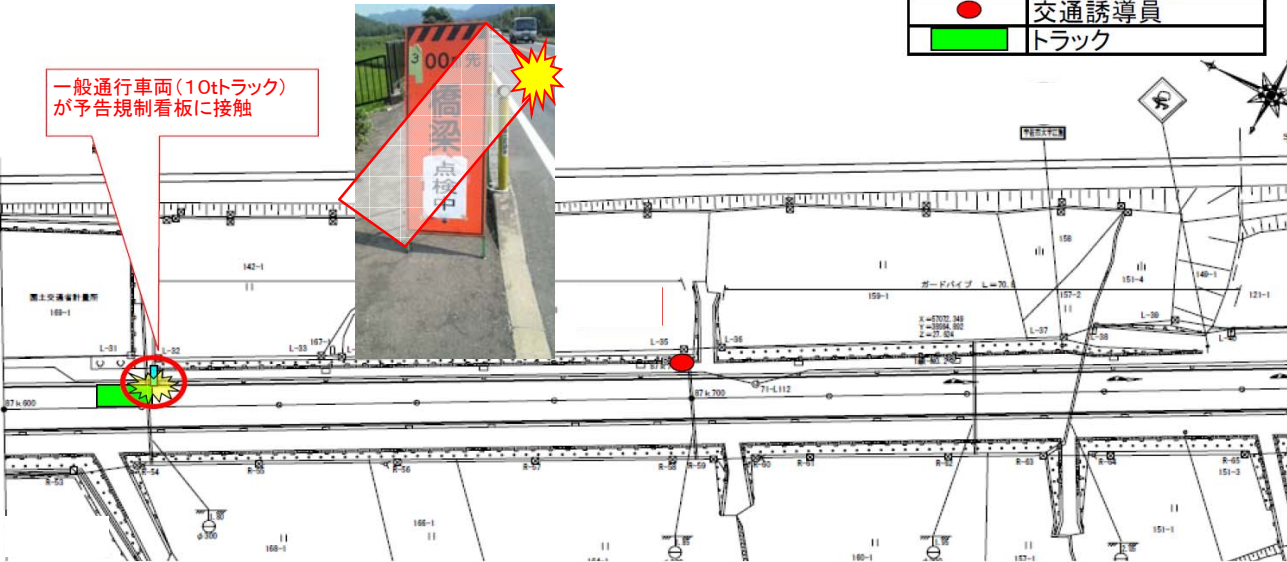
高さ制限装置を設置

事故種類	交通事故	発生日時	平成23年8月30日12時45分	事故当事者	元請け
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	一般通行車両(10tトラック)バンパー損傷				
事故概要	橋梁点検車(BT-400)により橋梁の点検作業中、歩道上に設置していた規制予告看板(300m先)を視線誘導ポールに結束していたが、車道側へ看板が傾いたところに、一般車両(10tトラック)が接触しバンパーを損傷したものである。他、道路利用者等第三者への被害なし。				
21 事故原因等	・規制予告看板の設置において、堅牢な構造としていなかったため、看板が車道側へ傾き、通行してきたダンプトラックが看板に接触した。 ・事故発生前の現場点検で、堅牢な構造とするように指示されているにもかかわらず、対応していなかった。				
改善策等	・受注者は、現場状況にあった「現地作業指示書」に改善し業務計画書に記載するとともに、記載した内容(保安施設の堅牢な固定)を遵守し、作業員全員に具体的な方法を周知後に作業にあたる。 ・調査現場において作業指示内容に改善指導があった場合は、改善完了の確認が終わるまで次の作業に移らない。 ・発注者は、現道上での作業を伴う際、「業務における保安施設等の設置に当たっては、土木請負工事必携によるものとする」を特記仕様書に記載するとともに、受注者が遵守するように指導する。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	類似業務においても、今後同様な事故があり得るため、業務開始時において本事案の概要説明の取り組み行う。				

事故状況図

■ 停止規制看板
■ 予告規制看板
● 交通誘導員
■ トラック

一般通行車両(10tトラック)
が予告規制看板に接触



改善策

(受注者)
受注者は、現場状況にあった「現地作業指示書」に改善し業務計画書に記載するとともに、記載した内容(保安施設の堅牢な固定)を遵守し、作業員全員に具体的な方法を周知後に作業にあたる。
調査現場において作業指示内容に改善指導があった場合は、改善完了の確認が終わるまで次の作業に移らない。

(発注者)
発注者は、現道上での作業を伴う際、「業務における保安施設等の設置に当たっては、土木請負工事必携によるものとする」を特記仕様書に記載するとともに、受注者が遵守するように指導する。



標示施設を堅牢な構造にした状況



針金による固定
ブロック等によるおもり

標示施設を堅牢な構造にした状況(詳細)